

第7回 新居浜市子ども・子育て会議議事録概要

- 1 日 時 平成26年10月28日(火) 13:30~15:05
- 2 場 所 新居浜市役所3階 応接会議室
- 3 出席者 片山 紗織委員、合田 史宣委員、合田 幸広委員、
渡部 昭子委員、三並 保委員、近藤直緒美委員、荒井 泰輔委員、
星加 三枝委員、松本 彰委員、高橋由紀子委員(以上名簿順)
(代理出席) 小原 素子(神野 年夫委員代理)
(欠席者) 岡部 淳委員、石川ヨシ子委員、神野 年夫委員、
真鍋 曜委員、岡野 弥生委員
事務局: 子育て支援課 岡部部長 白石次長 尾崎主幹
藤田副課長
学校教育課 加藤課長
リージョナルデザイン(株) 松村 英典
傍聴者: 大條 雅久外3名

4 会議結果

(1) 会長挨拶

【渡部会長】

みなさん、こんにちは。それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

さて、新居浜市をあげての年に1度の大イベントである、新居浜太鼓祭りが終わってしまいました。今年は例年になく、祭り期間中の3日間とも絶好の好天気に恵まれた影響もあったのでしょうか、一部では盛り上がり過ぎた結果、鉢合わせが出た地区もあったようですが、新居浜らしく勇壮華麗で、絢爛豪華な秋祭りになったのではないかと思います。

私事ですが、先日まで金子公民館と長年にわたって親交のある埼玉県の入間市を訪れ、公民館の交流を深めてまいりました。入間の方でも太鼓祭りを話題に大いに話が盛り上りました。

秋祭りが終わってしまいますと、いよいよ今年ももうあと少しになったなあという感覚になりますが、当会議も本日で通算7回目を数えることとなり、子ども・子育て支援新制度が本格施行される平成27年4月までは残り半年を切ってしまいまして、5か月となってしまいました。

委員の皆様には、大変ご多忙な中、「第7回新居浜市子ども・子育て会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議では、来年4月までの移行に向けたスケジュールについての説明や子ども・子育て支援事業計画案などにつきまして、協議していただくこととなつております。

これまでにも再三申し上げておりますように、新制度へ残された残り少ない時間の中で、実施主体である市におきましては、国の対応の遅れや情報不足から多大な苦労をされているとは思いますが、直接の当事者となる子どもはもちろんのこと、保護者をはじめ、関係者のみなさんの混乱や負担の増大を招かないよう、円滑な移行事務の実施をお願いしたいと切に思っております。

当会議の委員の皆様におかれましても、新制度移行に向けて残された様々な課題に対して、できる限り議論を深めていただくことによって、新居浜市の子どもや子育て家庭、さらには地域にとりましても、より良い新制度となりますよう、引き続きご理解とご協力をよろしくお願ひします。

さて、本日は、パコダ幼稚園の石川委員さん、菊本幼稚園の神野委員さん、商工会議所の真鍋委員さん、宮西小学校の岡野委員さんから、急な用務が入り出席できない旨、あらかじめ連絡がございましたので、ここでご報告させていただきます。

また、新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第4項の規定によりまして、会議で必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求めることができるとの規定がありますことから、本日は神野委員さんの代理として、私立幼稚園協会からシオン幼稚園の小原素子さんにご出席いただいておりますので、ご紹介させていただくとともに、委員の皆様のご了承をいただければと思います。

なお、本日は当会議委員として10名の方のご出席をいたしておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、前回同様、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、当会議を公開することとなつており、本日は、4名の傍聴の方がお見えになつております。

傍聴の皆様には、お席に配布しております傍聴要領に従いまして、傍聴していただきますようお願ひします。

(2) 議　題

【渡部会長】

それでは、お手元に配布の会次第に従つて、会議を進め、議事に移らせていただきます。

まずは、議題の（1）「子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後のスケジュールについて」事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局から説明させていただく前に、事前に送付させていただいた資料について確認をさせていただきます。資料は全部で8種類ございます。

まず、本日の会次第です。次に、A4・1枚の子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後のスケジュールです。続いて、市政だより10・11月号掲載記事です。続いて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）です。

続いて、子ども・子育て支援事業計画素案のたたき台です。続いて、委員意見提出票と子ども・子育て会議開催日程調整票の2枚です。最後に、国が作成しました冊子「すくすくジャパン（9月改訂版）」、以上の8種類の資料となります。ご確認いただけましたでしょうか？不備はございませんか？

それでは、最初の議題である「子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後のスケジュールについて」ご説明いたします。

まず、国が作成しました「すくすくジャパン（9月改訂版）」をご覧ください。

これは、今年4月に発行・配布されたものの9月改訂版となっておりまして、どの部分が変わったのかをあらためて見比べてみることとします。

まず、3～4ページでは、新制度は消費税増税分を活用することによって、量と質の両面から社会全体で子育てを支援することを前面に出しております。

次に、7～8ページでは、地域の子育て支援の充実において、特に新制度で力を入れる利用者支援と放課後児童クラブについて大きくページを割いており、利用者支援では相談者と各施設や事業をつなぐための利用者支援専門職員を設置すること、また放課後児童クラブは拡充することに加えて、放課後子ども教室の充実及びこの2つの事業の一体型推進についてアピールしております。

次に、14ページの下段で、保育の必要性の認定の有効期間について、2号認定は小学校就学前まで、3号認定については満3歳の誕生日までを基本とすることが追加記載されております。

次に、15～16ページでは、利用者負担のイメージを示し、保育料については、国が定める上限額の範囲内で市町村が決めること、また市町村民税額を算定基礎として、毎年9月に保育料を切り替えることについて追加記載しております。

さらには、幼稚園及び保育園における多子世帯の保育料の軽減に対する国の考え方についても追加記載しております。

次に、Q&Aの部分になりますが、19ページでは一時預かりの利用要件について、20ページでは認定の有効期間、3号認定における満3歳の取り扱い、保育所の利用調整について追加記載しております。

22ページでは、施設間での保育料の違い及び年度間の変動、施設が定める保育の標準時間及び短時間を超える場合の延長保育料が発生することについて追加記載しております。

最後に、裏面になりますが、以前の冊子では、「子ども・子育て支援新制度は、平

成27年の春に本格スタートを予定しています」と記載されていたのに対し、今回は「本格スタートします」と言い切っており、最近になって取り沙汰されている消費税増税議論の蒸し返しとは関係なく、新制度をスタートさせるという国の意志がはっきりと示されております。

いずれにいたしましても、来年4月から大きな制度改正をスタートさせるというのに、9月になってなおガイドブックの改訂版を出す一方で、全国の現場での新制度への移行事務に必要とされる情報は示されないため、ほとんどの市町村において準備事務が進んでいないというあり得ない状況が現状です。

さらには、消費税増税の先送りを含め、新制度の詳細な部分についても、未だにどうなるかわからないという状況では、目隠しをさせられた上で思いっきり走れと言われているようなもので、いつ転んで怪我をしてもおかしくありません。その結果、直接痛みを受けるのは保育が必要な子どもであり、保護者であり、各施設であることを常に念頭に置いた対応を考える必要があります。

続きまして、「市政だより10・11月号への掲載記事」をご覧ください。

市政だより10月号では、子ども・子育て支援新制度の主なポイントと変更点について1ページにまとめ、掲載しました。また、11月号においては、平成27年度保育施設の園児募集として、新制度の対象施設となる公・私立保育園、認定こども園、公立幼稚園の利用を希望される方向けに、受付期間・受付場所・対象・提出書類・新制度における認定区分・入園決定・保育料などについて3ページにわたって記事を掲載しました。

次に、「子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後のスケジュール」をご覧ください。

これまでにも、当会議でご協議いただいた事項やご説明させていただいている事項別に整理したものについて、9月から3月までに取り組むことが必要な内容について一覧表にしました。

まず、事業計画につきましては、このあとの議題としておりますが、本日ご協議いただいた内容を踏まえて、11月から12月にかけて市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施し、その結果を踏まえて12月の当会議で最終案の作成後、1月になって当会議から市長へ計画案の答申をいただいた上で、市内部において計画策定を行うこととしております。

次に、関係条例等の制定についてです。

前回の会議で議題とさせていただきました「特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定める条例」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきましては、9月の定例市議会において議決・制定されました。

12月定例市議会では、この後の議題にあります「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定する予定としております。

新制度関連では、これ以外の条例として、記載しておりますように、保育料等の利

用者負担を定める条例及び規則、保育の必要性の認定基準を定める条例または規則及びこれに伴う保育所における保育に関する条例の改廃が必要となります、これらにつきましては、いずれも規定内容が確定しないことから、制定時期は3月になる予定となっております。

次に、施設認可・確認についてです。新制度の対象となる施設につきましては、市が認可及び確認をするため、9月議会におきましてそれらの基準を定める条例を制定しましたが、この内容に基づいて11月以降、順次申請を受け付けることといたしております。なお、公・私立保育園及び公立幼稚園については、すべてが新制度へ移行することとなりますので「みなし確認」が、また、私立幼稚園につきましては、新制度へ移行する場合は「みなし確認」、新制度に移行しない場合は「別段の申し出」が必要となります。

また、新制度で新たに設けられることとなる地域型保育事業につきましては、市において「認可」と「確認」の両方が必要となります。

なお、認定こども園につきましては、認可権限は県ですので、県の認可を受けた後、市において「みなし確認」を行うこととなります。

次に、利用者負担についてです。

教育・保育施設を利用される方にとりましては、一番気になる点であり、施設を選択する一番の判断材料になるものと考えておりますが、基本的なことを申し上げますと、国が定める基準額を上限に市が定めることとなっており、現時点では国の案が示されている段階ですので、確定することはできない状況にあります。

とはいっても、来年4月に新制度をスタートさせるためには、市として利用者負担額を定めなければなりませんので、年度末ギリギリの3月議会において関係条例を制定する予定としております。

ただし、そうなりますと、例年どおり12月から新年度の入所申し込みを開始しますので、申し込みられる方からすれば、目安となる保育料がわからない状況で、利用施設を選ばなければならないという問題が生じます。例年でも保育料が決定するのは4月に入ってからではありましたが、前年度の保育料を参考におおよその目安を立てることができておりましたが、今回は制度改正に伴い、幼稚園・保育園・認定こども園に係る利用者負担につきまして、できるだけ公平性を確保する観点から保育料設定の見直しを行うこととしておりますので、市といたしましては、「現行の保育料から大きく変わることはございませんが、所得階層によっては変更の可能性があることを了解のうえお申し込みください」というお知らせの方法しかとれないのが実状です。

次に、入園事務手続きにつきましては、さきほどご説明した市政だより11月号の内容のとおりですが、これに付け加えまして、12月からの新年度入園受付と同時並行で、市内の公私立保育園全円の保護者を対象に新制度についての説明会を開催することとしております。

次に、広報周知についてです。

新制度についての広報周知については、以前から申し上げておりますように、非常に頭を悩ませる問題の一つとして、やはり最も確実に伝わる方法は市政だよりへの掲載と言うことで、10月以降ご覧のような内容を掲載することとしております。

市政だより以外については、市ホームページやCATVといった程度となり、いずれも対象者が限定的で、周知が行き渡らないという欠点があります。

そうなりますと、クチコミが大きな要素を占めると思われるため、各施設・事業者をはじめ、関係者の方々に対して、市からきちんとした情報伝達を行うことにより、直接保護者等に伝えていただく・伝わることが重要なものと考えております。

最後に、子ども・子育て会議等についてですが、こちらは新制度移行に向けた各対応項目に係る協議・審議を行うためのものということで、ご覧のような設定となっております。

以上で、長くなりましたが「子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後のスケジュール」についての説明を終わります。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対して、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【合田史委員】

保育所における2号認定と3号認定との違いは何か？また、2号認定と3号認定で保育の内容は変わらぬのか？

【事務局】

2号認定は3歳以上、3号認定は0～2歳を対象としておりまして、従来どおり同じ保育園における保育内容に違いはありません。

【合田史委員】

そうであれば、議事録に「2号・3号認定での保育内容に違いはなく、例えば運動会に3号認定の子どもが参加しないといったことがないよう、同じ行事には子どもたちが参加できるよう配慮すること」を明記しておいてもらいたい。

【事務局】

わかりました。

【合田幸委員】

支給認定申請を行った後、認定が決まる時期はいつか？

【事務局】

子ども・子育て支援法におきまして、申請のあった日から30日以内に決定することが定められておりますが、保護者に通知することにより、延期することが

できる規定を受けて、当市では支給認定申請と入所申請を同時に行うとともに、短期間にそれらの事務が集中することから、入所決定通知と同時期に支給認定通知を発送することを考えております。ただし、支給認定申請を受けて、保育の必要性が認められないケースについては、30日以内に処理することとします。

【合田幸委員】

保育所としては、標準時間利用者と短時間利用者の人数が把握できなければ、保育士の必要数がつかめず、体制がとれないという問題があるため、その点を考慮してもらいたい。

【合田史委員】

以前に保育時間は標準時間に統一することを要望したところであるが、標準時間と短時間の利用者が入り混じると、保育所現場では保育士の確保及び体制整備が困難となり、その結果不安定雇用につながる恐れがある。この点については、市当局はどのように考えているのか？

【事務局】

以前にお答えしましたように、保育標準時間に統一することはできませんが、新制度移行の経過措置として、保育短時間に該当する場合であっても、現在保育標準時間の保育利用をし、保護者が希望する場合には、これを認めることとされておりすることから、市といたしましては、現場の保育所と利用する保護者との間の円滑な調整を図るための柔軟な対応が必要であると考えております。

【合田史委員】

極力、保育標準時間認定をしていただくことと、1月末とかでは保育士募集には遅すぎるため、できるだけ早い時期の対応をお願いしたい。

【事務局】

この点を含めまして、新制度移行に向けた詳細な事務の進め方につきましては、これまでのよう、隨時私立園長会等を通じて、対応協議を進めていくこととします。

【渡部会長】

最初の議題については、このあたりで終わらせていただき、次の議題に移らせていただきます。

それでは、議題（2）「子ども・子育て支援法に基づき市が定める条例案について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、2つ目の議題である「子ども・子育て支援法に基づき市が定める条

例案について」説明をいたしますので、お手元の「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」をご覧ください。

現在、市が運営しております放課後児童クラブにつきましては、子ども・子育て支援新制度におきまして、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、市において設置及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要があります。

担当は、教育委員会の社会教育課となりますが、12月定例市議会に議案として提出する予定ですので、本日の会議でお示しをさせていただきました。

条例の名称は、「新居浜市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例」で、制定の考え方は児童福祉法の改正に伴い、国の厚生労働省令の定めに従い、明確な基準を定めることにより、サービスの質を担保しようとするものでございます。

国において定める内容といたしましては、従事する者と員数については、従うべき基準ですが、それ以外の項目については参酌すべき基準とされております。

市が定めようとする項目につきましては、1ページから7ページに整理しておりますように、設備の基準、職員、運営規程、開所時間及び日数など、国が定める参酌すべき基準を市の基準とすることを基本としておりますが、7ページの実費徴収金につきまして、減免措置を講じることを市の独自基準として定めることを検討しております。なお、当該減免の内容につきましては、現在市内部での協議途中にありますので、具体的にお示しすることはできません。

以上で、簡単ではありますが「子ども・子育て支援法に基づき市が定める条例案について」の説明を終わります。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対して、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【高橋委員】

現在、放課後児童クラブの指導員は無資格だが、今回制定する条例では保育士等の資格を求めることが定められているが、指導員の確保はできるのか？

【事務局】

職員の規定については従うべき基準であるため、この内容に従うこととなります。また、規定の中では、都道府県知事が行う研修を修了することが義務付けられていることから、この対応方法について社会教育課に確認したところ、現在は県において具体的な研修計画は定められていませんが、県の研修計画に沿った形で計画的な受講を進め、指導員の確保に努めるとの回答でした。

【合田幸委員】

宮西小学校と泉川公民館において放課後に新たな事業を実施すると新聞報道であったが、これと放課後児童クラブとの関係はどうなっているのか？

【加藤課長】

放課後児童クラブは社会教育課が担当しておりますが、当該事業（放課後まなび塾）は学校教育課が担当するもので、小学生の学力向上に向けた学習支援の取り組みであり、放課後児童クラブとは別のものになりますが、最終的には同じ目標に立って、進めて行くことができると考えております。

【渡部会長】

2つ目の議題については、このあたりで終わらせていただいて、最後の議題に移させていただきます。

それでは、議題（3）「子ども・子育て支援事業計画案について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

特に資料はございませんが、最初に報告事項がございます。

前回の会議でお願いをいたしました、当該計画基本施策案に対する各委員からのご意見等につきまして、高橋委員さんから子育てフェスティバルなど交流イベントの開催及び子ども視点の意見を聞く場の設置についての意見等提出票のご提出がありました。

こちらにつきましては、子育て支援イベントの開催という形で基本施策案に反映させていただくとともに、子ども視点の意見を聞く場につきましては、小学校高学年以上が対象になるものと思われ、当該計画の主たる対象が就学前の子どもであることから、子育て支援という視点よりは自分たちのまちをどうするかという、まちづくり全体の視点からのアプローチが適切であろうと思われますので、当該計画とは別の場で取り上げることについてご理解をいただきたいと思います。

それでは、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画体系図（案）」をご覧ください。

この体系図（案）につきましては、前回の会議でご提示させていただいたものに、関係各課を含め、先ほどご報告しました高橋委員さんをはじめ、各委員さんからのご意見・ご提言ができるだけ踏まえた形で整理したものとなります。

あらかじめ、資料の事前送付をさせていただいており、また、計画書の中にも記載されておりますので、これについての説明は割愛させていただきます。

続きまして、新居浜市子ども・子育て支援事業計画素案のたたき台をご覧ください。

こちらにつきましては、あくまでも現時点において、事務局である子育て支援課と計画策定の受託業者であるリージョナルデザインとの協議の中でとりまとめた、たたき台という位置付けですので、今回、計画書に掲載すべき項目やその内容について提示をさせていただき、全体構成やまとめ方、さらには細部にわたる文章表現や体裁に

至るまでお目通しをいただいた上で、本日は様々な視点・立場からのご意見・ご提言を数多くいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、「計画素案のたたき台」をご覧ください。

全体構成に従いまして、それぞれの概要についてご説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。第1章計画策定については、計画策定の背景と趣旨として、子ども・子育てをめぐる国の動きを踏まえた市のこれまでの取り組みについて記載しております。

次に、2ページでは、当該計画の位置付け、計画期間、計画対象について整理をしております。

次に、3ページから8ページまでは、第2章子ども・子育ての現状と課題のうち、子どもをめぐる状況といたしまして、国勢調査や各種統計調査結果による人口や世帯等の推移を記載しております。

次に、9ページは、新居浜市における子育ての取り組みとして、次世代育成支援行動計画（後期計画）における数値目標について、直近の平成25年度実績と最終年度である平成26年度の数値を記載しています。

次に、10ページから13ページまでは、昨年度実施した子育てに関するアンケート調査の結果について、主なものを記載しております。

次に、14ページから16ページまでは、アンケート調査結果等に基づく現状の把握と分析について8項目に分類化し、整理をした上で、17ページにおいて新居浜市の課題として、（1）市全体で取り組むべき少子化の歯止め（2）家庭における子育て力の向上（3）幼児期における多様な教育・保育・子育て支援態勢の整備・充実（4）仕事と子育ての両立支援の推進（5）子育てを通した地域の活性化の5つに整理をしました。

次に、18ページでは、第3章計画の基本的な考え方のうち、全体の計画体系図として、基本理念、基本方針、基本施策について一覧に整理しております。

次に、19ページから21ページまでは、基本施策にぶら下がる事業計画について、それぞれの基本施策ごとに整理し、記載しております。また、表中星印が付いているものは、今回の計画で新規の取り扱いとしているものです。

次に、22ページでは、基本理念である「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つ あかがねのまち」についての説明を記載しております。

次に、23ページでは、4つの基本方針についての方向性を明確にし、より共通理解を深めるためのキーワードとキーフレーズについて記載しております。

次に、24ページから30ページまでは、前回の会議で協議させていただいた、県へ報告した教育・保育の量の見込みと確保方策の内容について記載しております。

このうち、会議で提示をさせていただいた内容に修正を加え、県へ報告した箇所が3か所ありますので、ご説明させていただきます。

1か所目は、26ページの特定教育・保育のうち、平成27年度の3号認定・0歳

児の欄において、地域型保育事業のうち、小規模保育事業と事業所内保育事業がそれぞれ 1 施設づつ、認可外保育施設からの移行が予定されていることを確認しましたので、その分を加えました結果、差引増減においてマイナス分が減少したものとなっております。

ただし、大変申し訳ないのですが、正式な認可申請書の提出があったわけではありませんので、具体名の公表は控えさせていただければと思います。

県への報告以降も、地域型保育事業への移行に関する問い合わせが、市役所に何件か寄せられており、この数字については増える可能性があるものと認識いたしております。

また、確保の内容における各施設の人数につきましては、現時点における利用定員を見込んだものとしており、この利用定員については、各施設から市への正式な認可・確認申請があつた内容について、県へ届け出ることとしているため、変更される可能性があることをご了承ください。

2 か所目は、28 ページの一時預かり事業の地域子ども・子育て支援事業のうち、平成 27 年度に地域子育て支援拠点事業で 1 施設を計上しました。これは、認定こども園となる予定の泉幼稚園において、新たに地域子育て支援事業に取り組むことを踏まえての対応としたものです。

3 か所目は、29 ページの子育て短期支援事業のうち、量の見込み人数にショートステイの人数も含まれていたことから、1 日当たり 20 人を 6 人に訂正しました。

続きまして、31 ページからは第 5 章事業計画について記載をしており、まず基本方針 1 の子育ての喜びを共感するまちづくりについて、現状の課題と施策方針を記載し、32 ページから 34 ページまで各事業計画の事業名・実施内容・実施目標・担当課を記載しております。

次に、35 ページから 42 ページまでは、基本方針 2 の安心して子育てできるまちづくりについて、43 ページから 48 ページまでは、基本方針 3 の子どもの笑顔あふれるまちづくりについて、49 ページから 53 ページまでは基本方針 4 の子育てによる共育のまちづくりについて、それぞれ現状の課題と施策方針及び各事業計画の内容について記載しております。

次に、54 ページでは、専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実として、特に児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の充実、障がい児施策の充実の 3 項目について、別出しして記載しております。

最後に、55 ページでは、第 6 章計画の推進として、当該計画の推進体制と進捗状況の管理について記載しております。なお、この部分については、最低限記載すべき項目のみを載せておりますので、今後内容の肉付けを行いたいと考えております。

また、1 点修正がございます。29 ページの放課後児童健全育成事業の確保内容におきまして、施設数が 22 となっておりますが、これは市が直営で行っている数であり、実際はこれに加えて民間事業者 1 施設（三恵会が運営するともだちパーク）が

ございますので、施設数は23となります。なお、利用者数につきましては、低学年のみを利用対象としており、高学年の数がそのままマイナス計上となっているため、数字の変更はありません。

以上、新居浜市子ども・子育て支援事業計画案のたたき台の概要説明をさせていただきましたが、本日の会議では、このたたき台に対して委員のみなさん方からご意見やご提言を出していただき、それらをとりまとめた上で、修正を加えたものを計画案として再作成し、最初の議題でご説明いたしましたように、11／10～12／5までの間、市民意見提案制度（パブリックコメント）によりまして、広く市民の方々からのご意見等をいただいた上で、次回12月に開催を予定している子ども・子育て会議におきまして、市民からの意見等を反映させた内容をあらためて提示させていただき、当会議において最終案として決定したいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上で、「子ども・子育て支援事業計画案について」の説明を終わります。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対して、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【合田史委員】

以前にも話したが、アンケート調査結果で保育料減免が一番望む子育て支援策であること、さらには子育て支援という枠を超えて市の人口を増やすためにも、市の存亡をかけて保育料の減免に取り組んでもらいたい。保育料を無償化すれば、そのお金は市内で消費されるため、市の経済対策につながり、その結果市民税として還流されることにもなることから、市の政策として必要な取り組みである。

この保育料減免という（大局的な）意見をこの会議から出さなければ、どこで声を上げればよいのか？

【片山委員】

人口減少が進んでいる状況で、他と同じことをやっても何も変わらない。保育料を減免することで、市として子育て世代を積極的にサポートしていることが伝われば、確実に人口は増えるはずである。

【小原氏】

私立幼稚園においても、先日市長に就園奨励補助金の増額を要望したところであります。松山市や西予市に比べて、新居浜市は低い水準にあるため、保育園だけではなく、幼稚園を含めて子育てしやすいまちづくりの実現に向けて、是非熟考していただきたい。

【事務局】

市全体に関わる人口増加策及び経済政策としての保育料減免というテーマにつ

いては、子育て支援課のみでは判断できませんが、庁内における議論の場においても、子ども・子育て会議の意見として声は上げたいと思います。

【荒井委員】

地域子育て支援事業のうち、利用者支援事業についての取り組みはどのように考えているのか？

【事務局】

計画素案のたたき台32ページにありますように、子育て情報の収集・発信において、子育て支援相談体制の充実として利用者支援事業の実施を掲げております。子育て支援策の拡充を図る上では、情報の収集・発信はスタートラインに位置付けられるものと考えており、従来型のホームページ等を使った一方的な情報伝達の流れに加えて、人を介した双方向の情報伝達の流れを作ることが有効であると考えております。

既に、松山市・四国中央市においては、本年度から取り組んでおり、先頃利用者支援事業ガイドラインが国から示されたこともあり、情報収集に努めながら来年度からの実施に向けて準備を進めているところです。

【合田史委員】

朝日保育園においても、子育て支援センターによる子育て相談などを行っているが、利用実績に対して事業補助が十分ではないため、保育士が足りず機能していない面がある。この補助については、どうなる見通しなのか？

【事務局】

子育て支援センターについては、利用者支援事業とは補助メニューが別になるため、子育て支援センターが対象となる地域子育て支援拠点事業についても、補助の充実に努めてまいりたいと考えております。

【合田幸委員】

保育士の人材バンクの活用については、新居浜市での取り組みを考えているのか？

【事務局】

あくまでも新居浜市における保育士不足の解消を目的とするものであるため、保育士の処遇改善と合わせて、保育士の人材確保に向けた取り組みの一方策として位置付けております。

【合田史委員】

市においては、正規の保育士を増やすという考えはあるのか？

【事務局】

正規保育士の雇用については、定員管理の問題として人事課の裁量権限となります。子育て支援課としては保育士不足の状況が未だに改善されず、臨時保育士が確保できない以上、正規保育士の確保を求めていきたいと考えております。

【三並委員】

計画素案のたたき台34ページにある校区別子ども・子育て会議の設置については、現在行っているふれあいサロンのようなものを考えているのか、それとも何か統一的な取り組みをしようと考えているのか？

【事務局】

現時点におきましては、具体的な取り組み内容の提示はできませんが、イメージとしましては、現在でも各校区において、公民館が中心となって、様々な子どもに対する取り組みがなされていると思われます。来年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、市においても子ども・子育て支援事業計画を策定・実施することを踏まえて、地域それぞれの特性を生かしてもらい、これまでの取り組みをさらに充実発展させるため、地域内において子育て支援の話し合いの場を設けてもらいたいという考えです。

【松本委員】

現在、市内の公民館18館のうち、8館において子育て支援の取り組みを行っている。特に、泉川地区においては、県内でも先進的な取り組みが行われているが、地域によってやり方が違うため、それぞれの公民館において独自に考えていきたい。

ただし、予算が付いているわけでもないため、地域内の各種団体との連携を深めることによって、子育て支援を通じた地域の活性化へつなげていくことが取り組みやすいのではないかと思っている。

【高橋委員】

瀬戸児童館に勤めているが、児童館には運営協議会という組織があって、そこに自治会、民生児童委員、小学校など関係団体の皆さんに集まつていただき、子どもたちのことについて、非常に前向きな協議をいただいている。このような場を作ることで地域における子育て支援の地盤につながるのではないかと期待している。

(3) その他の議題

【渡部会長】

ご意見・ご質問も出されたようですので、そろそろ「その他」の議題に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、その他の事項として、事務局から委員の皆様へお伝えしたいことがございますので、ご説明をさせていただきます。

前回の会議で保育料の滞納があった場合の市の対応につきまして、各委員さんから出されましたご意見を踏まえまして、これを理由として利用契約を解除することは行き過ぎた面があるため、ただちに退園には結び付けないこととしましたが、そもそも子ども・子育て支援新制度が教育・保育サービスにおける不公平を是正する側面があることから、保育料をきちんと支払う人と支払っていない人が全く同じ公的サービスを受けることになれば、市が不公平を認めるという矛盾を生じるだけでなく、保育料を支払っている人に対する説明責任が果たせません。

このことから、市といたしましては、特に支払える能力があるにもかかわらず、保育料を滞納している人に対しては、何らかの措置を講じる必要があるものと考え、入所申し込み後において入所調整で行う採点作業におきまして、滞納金額または滞納期間に応じた段階的な減点を加えることによって、両者のバランスを図る取り扱いを考えておりますので、この点について何かご意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

なお、保育の必要性の事由、優先利用の基準、入所調整の方法等の詳細につきましては、次回の会議におきまして、あらためてご説明することといたします。

それから、毎回のことではありますが、連絡事項がございます。

次回の開催予定についてです。年の瀬も押し迫った12月の後半に第8回目の会議を開催する予定といたしておりますので、恐れ入りますが、事前に送付いたしました日程調整表を事務局までご提出いただければと思います。

ご提出いただいた結果をもとに、11月中旬には、開催日時を決定し、正式に各委員の皆様へお知らせしたいと考えております。

また、次回会議につきましては、あらためて開催通知でご案内をいたしますが、会場の都合で当会議室から5階の大会議室へ変更させていただきますので、お間違いないようにお願いいたします。

以上です。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【合田史委員】

高額な滞納があるにもかかわらず、高級車を乗り回すといったケースがあると耳にするが、現場を預かる立場としては、DVの子どもと同じように、子どもに対して適切な保育・教育を行い、社会常識を身に付けさせることによって、社会に役立つ大人に育てるという関わり方が必要であるものと考えている。

【合田史委員】

「教育・保育サービス」という言葉が使われているが、サービスが付くとどうしても商業的な意味合いに受け取られるため、あくまでも子どもに対する教育・保育を提供する立場からはサービスという言葉を使うのはやめてもらいたいと思っている。

【星加委員】

現在、認可外保育所を運営しているが、来年度に小規模保育事業所への移行に向けて動いている。

そこで、地域型保育事業においては、連携施設を設けることが義務付けられており、近くの船木保育園に相談に行ったが、園長としては、公立園全体のこととして考える必要があり、一園だけでは回答できないと言われた。

具体的には、運動会等の行事に一緒に参加すること、3歳に上がるときの受け入れ先としての枠を確保してもらうことの2点について、連携施設の要件として、市に要望したい。

【近藤委員】

子ども・子育て支援新制度については、利用者にとってまだまだ不明な点が多いため、現在、子育てひろばを利用しながら、来年度保育園の利用を検討している方などに対する説明会などは行われないのか？

【事務局】

不特定多数の保護者の方に対する新制度説明会も検討はしたのですが、まずは、現在、保育園を利用されている方が、来年度どう変わらのかという不安や心配を一番持つておられることから、12月から1月にかけて市内の公・私立保育園及び認定こども園（泉幼稚園）におきまして、保護者説明会を行うこととしております。

この説明会につきましては、12月号の市政だよりに掲載しますが、物理的な問題があり、全ての園での対応はできませんが、現在、利用されている保護者以外の方の参加が可能な園もありますので、希望される方はお近くの園に参加していただければと思います。

【渡部会長】

それでは予定の時間がまいりましたので、このへんで本日の会議を終了させていただければと思いますが、今後、また何かお気付きのこと等がございましたら、事務局の方までご連絡をいただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第7回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。

最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。
お疲れさまでした。

以上